3　異動届の書き方

◎給与支払報告書提出後に、退職・転勤・休職などの事由により、特別徴収ができなくなった場合には、この異動届を提出してください。

給与支払報告
特別徴収　に係る給与所得者異動届出書

年度　1．現年度　2．新年度　3．両年度

A

中央区長　殿

令和 9 年 8 月 2 日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地　〒104-0045　東京都中央区築地１－１－１　築地ビル２階

フリガナ　チュウオウカブシキガイシャ

氏名又は名称　中央株式会社

個人番号又は法人番号　1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3　←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号　8 8 8 8 8 8 8 8

宛名番号　1 2 3 4 5 6 7

担当連絡者先　所属：経理課給与係　氏名：○○　○○　電話：０３－９９９９－９９９９　内線（１２３）

給与所得者			（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	チュウオウ　ハナコ							
氏名	中央　花子							
生年月日	昭和60年1月1日							
個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6 5							
受給者番号	Ｔ１２３４５			6 月から 7 月まで	8 月から 5 月まで	9 年 7 月 30 日	1（右から番号を記入）1．退職　2．転勤　3．休職・長欠　4．死亡　5．支払少額・不定期　6．合併・解散　7．その他［事由・理由］	3（右から番号を記入）1．特別徴収継続　2．一括徴収　3．普通徴収（本人納付）
1月1日現在の住所	東京都中央区築地９－１－１							
異動後の住所	東京都千代田区有楽町５番２－３３０１		204,000 円	34,000 円	170,000 円			

B

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）

特別徴収義務者指定番号　（新規）　法人番号

所在地　〒

フリガナ

氏名又は名称

担当者連絡先　所属　氏名　電話　内線（　）

新しい勤務先へは、月割額　　円を　　月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

納入書の要否（新規の場合のみ記載）　（右から番号を記入）1．必要　2．不要

C

2．一括徴収の場合

理由　（右から番号を記入）

1. 異動が　　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2. 異動が　　年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日　　月　　日

徴収予定額（上記（ウ）と同額）　　円

左記の一括徴収した税額は、　　月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

D

3．普通徴収の場合

理由　（右から番号を記入）1

1．異動が　令和9　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2．　　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため

3．死亡による退職であるため

※市区町村記入欄

中央区より通知している特別徴収税額通知書に記載のある**「指定番号」**を記入してください。

税額通知書に記載のある**「宛名番号」**を記入してください。（マイナンバーではありません）

①異動後の徴収方法を「普通徴収」とするときは、枠内に「3」と番号を記入してください。

②「3．普通徴収の場合」（D欄）に、該当する理由の番号を枠内に記入してください。

（注）同欄の理由に該当しない場合は、特別徴収継続の場合を除き、一括徴収により納入してください。

eLTAXで給与支払報告書を提出し、特別徴収税額通知（納税義務者用）の受取方法を「電子データ」と選択した場合は、必ず「受給者番号」を記入してください。受給者番号は、電子データ受取時の個人識別（特定）に必要となります。

提出期限は、異動日の翌月10日です。

≪異動後の住民税の支払方法≫

1. **特別徴収継続**‥異動後に、新しい勤務先で引き続き特別徴収する方法【A・Bの欄を記入】
2. **一括徴収**‥退職時の給与又は退職手当から一括して差し引く方法【A・Cの欄を記入】
3. **普通徴収**‥従業員自身が納税する方法【A・Dの欄を記入】

※ただし、1月1日から4月30日までの間に異動された場合は、2の一括徴収で処理してください。

※異動届の提出先は、該当年度の1月1日現在における、給与所得者の住所がある市区町村です。転居等により令和8年度と9年度、又は令和9年度と10年度で課税される市区町村が異なり、両年度の徴収方法を変更する場合、両方の市区町村に提出が必要となります。